

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（港湾施設の概要）の一部改正（港湾・海岸課）	2
入札公告	
○一般競争入札（旋盤の売払い）の公告（教育委員会事務局高等学校課）	2
その他	
○有料道路「高知桂浜道路」の事業の一部変更（道路課）	2

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

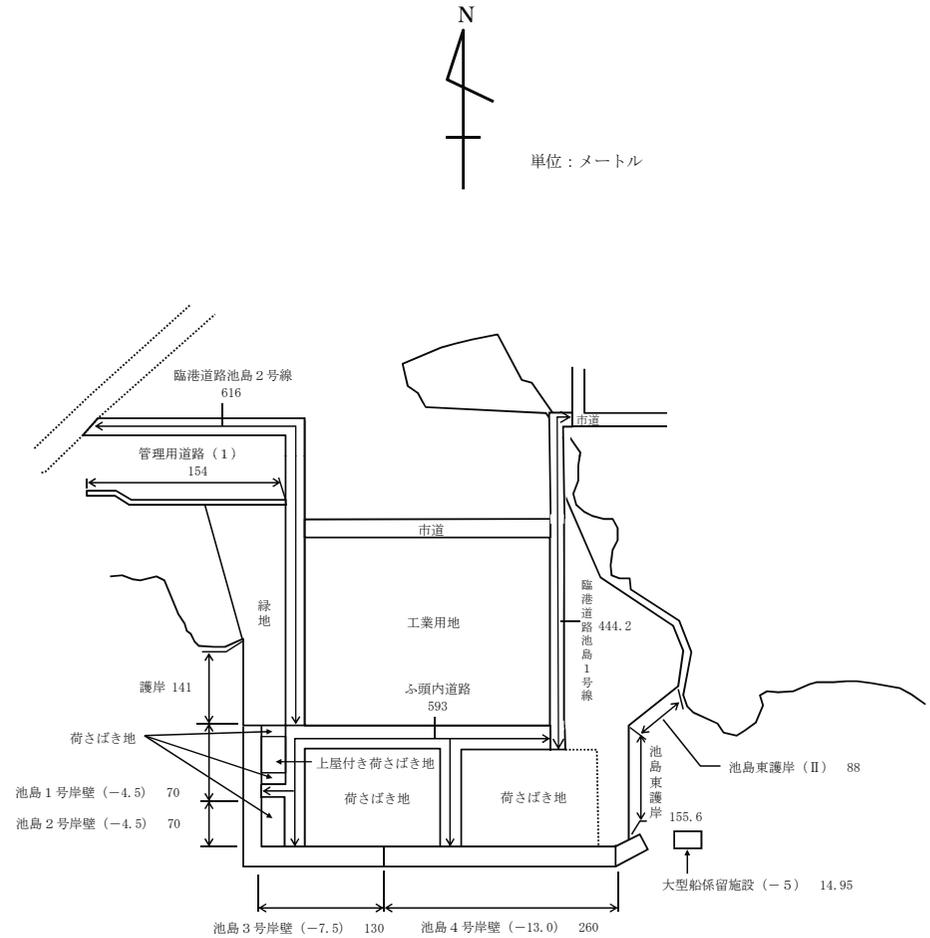
高知県規則第56号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の別図18の6を次のように改める。

別図18の6 宿毛湾岸壁等の区域図（新港（池島）地区）



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第445号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成22年7月16日

高知県知事 尾崎 正直

表宿毛湾港の項中「1,625」を「1,807.2」に改める。

入 札 公 告

旋盤の売払いについて、次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年7月16日

高知県教育長 中澤 卓史

1 入札に付する事項

(1) 売払い物品の名称及び数量

旋盤 6台

(2) 売払い物品の機種名及び数量

入札説明書による。

(3) 売払い物品の引渡場所

高知県立高知工業高等学校

(4) 売払い物品の引渡期限

平成22年9月8日（水）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

(1) この一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で当該事実があった日から2年を経過しないもの

(3) 公有財産に関する事務に従事する職員で地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当するもの

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書に関する問い合わせ先

郵便番号780-8010

高知市棧橋通二丁目11-6

高知県立高知工業高等学校

電話番号088-831-9171

ファクシミリ番号088-833-7666

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成22年7月16日（金）午前9時から同年8月5日（木）午後5時まで

イ 交付方法

高知県立高知工業高等学校のホームページ（http://www.kochinet.ed.jp/kochikogyo-h/）からのダウンロードによる。

(3) 入札参加意思確認書の提出期限及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加意思確認書を平成22年8月5日午後5時までに（1）の契約条項を示す場所に持参又はファクシミリ（送信後、電話で着信を確認すること。）により提出すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年8月20日（金）午前10時

イ 場所

高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校1階会議室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(2) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

規則第15条の規定により決定された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 詳細は、入札説明書による。

そ の 他

有料道路「高知桂浜道路」の事業の一部を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により公告する。

平成22年7月16日

高知県道路公社理事長 野村 満雄

1 事業の一部変更の内容

料金の項の表備考1を次のように改める。

1 障害者割引については、次のとおりとする。

(1) 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条の規定に基づく福祉に関する事務所（市町村（特別区を含む。）が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、ア又はイに掲げる要件を満たすものとして、高知県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号、車両番号等の必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号の記載がされた自動車

ア 手帳の交付を受けている者が、当該手帳を携行して自ら運転する自動車のうち、日常生活の用に供され、かつ、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、高知県道路公社が別に定めるもの

イ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日付け発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第3に定める障害の程度に基づき高知県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が、当該手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち、日常生活の用に供され、かつ、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者が所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、高知県道路公社が別に定めるもの

(2) 割引率

割引率は、50パーセント以下とする。

- 2 変更後の事業の実施予定期日
平成22年7月20日